

総社市特定建設工事共同企業体取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、本市の発注する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。）に係る共同企業体に関する事務の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領における共同企業体とは、総社市共同請負制度採用基準（以下、「基準」という。）に基づき共同請負制度が採用される工事ごとに結成される特定建設工事共同企業体をいい、施工方式により次に掲げる方式に分類する。

(1) 甲型（共同施工方式）

構成員が一体となって工事を施工する形態。

(2) 乙型（分担施工方式）

異業種による構成員がそれぞれ分担して工事を施工する形態。

2 共同企業体は甲型を基本とし、乙型については、特殊な工事等の場合適用できるものとする。

(適用)

第3条 共同企業体に係る事務処理については、この要領に定めるもののほか、総社市契約規則（平成17年総社市規則第45号）、総社市指名選定及び契約審査委員会規程（平成28年総社市訓令第3号）、総社市建設工事請負業者選定に関する運用基準及び総社市事後審査型条件付き一般競争入札要領（以下「一般競争入札要領」という。）の定めるところによる。

(共同企業体の構成)

第4条 共同企業体を構成する者（以下「構成員」という。）の数は、2者又は3者とする。ただし、乙型の場合には、4者まで増やすことができる。

2 構成員の数は、対象となる工事毎に総社市指名選定及び契約審査委員会（以下「指名委員会」という。）において、工事の規模、性格等審議のうえ決定する。

(構成員の要件)

第5条 前条の規定に基づき結成される共同企業体の構成員について、指名委員会の審議を経て、必要な入札参加資格要件を定めることができる。

(結成方法)

第6条 共同企業体の結成方法は、自主結成とする。

2 当該工事の共同企業体の構成員は、当該工事の他の共同企業体の構成員を兼ねることができないものとする。

(構成員の出資比率)

第7条 共同企業体（甲型）の各構成員の出資比率の最小限度は、構成員の数により、次の割合を下回らないものとする。

2者の場合 30パーセント以上

3者の場合 20パーセント以上

(代表者の要件)

第8条 共同企業体の代表者は、円滑な共同施工を確保するため中心的な役割を担う必要があることから、甲型にあつては構成員のうち最大の施工能力を有する者であり、かつ出資比率が構成員中最大であることとする。また、乙型にあつては総合工事業者とする。

(工事の公表)

第9条 共同企業体による競争入札を行おうとするときは、次に掲げる事項を公表するものとする。

- (1) 共同企業体による工事である旨
- (2) 工事名
- (3) 工事場所
- (4) 工期
- (5) 工事の概要
- (6) 共同企業体の構成員数及び出資比率
- (7) 第5条に規定する構成員の資格要件
- (8) 提出書類
- (9) 資格審査の受付期間及び受付場所
- (10) その他必要と認める事項

(指名競争入札における予備指名)

第10条 共同企業体による指名競争入札を行おうとするときは、指名選定を受けた各構成員となりうる者に対して、各構成における指名業者名及び前条に規定する事項について、あらかじめ予備指名通知を行うものとする。

2 予備指名通知に基づき結成された共同企業体のうち、指名委員会の指名決定を受けた共同企業体に対して指名通知を行うものとする。

(申請手続)

第11条 競争入札に参加しようとする共同企業体は、受付期間内に、次に掲げる書類によって資格審査を申請しなければならない。

- (1) 総社市建設工事入札参加資格審査申請書(特定建設工事共同企業体)(様式第1号。以下「申請書」という。)
- (2) 特定建設工事共同企業体協定書(別記1(甲型)又は別記2(乙型))

(資格審査)

第12条 前条の規定により共同企業体から申請書が提出されたときは、対象工事ごとの入札参加資格要件により資格審査を行うものとする。

(入札参加の範囲)

第13条 共同企業体を構成する構成員は、単独で同一の競争入札に参加することができない。

(入札書)

第14条 競争入札における共同企業体の入札書(様式第2号)には、共同企業体のすべての構成員の代表者又は代理人が記名押印しなければならない。

2 入札の執行に際しては、共同企業体のすべての構成員の代表者又は代理人がそれぞれ出席し、必要な委任状(様式第3号)を提出しなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、総社市電子入札実施要領(以下「電子入札要領」という。)に規定する電子入札

システムにより入札を行う場合は、電子入札要領に定める方法によるものとする。

(契約の締結)

第15条 共同企業体との契約の締結にあたっては、契約書に共同企業体の名称を明記のうえ、当該構成員の代表者が記名押印しなければならない。

(代表者の権能)

第16条 請負代金の支払い等契約の履行に関する一切の行為については、すべて共同企業体の代表者を相手方とするものとする。ただし、市長が特に必要と認めた場合はこの限りでない。

(共同企業体の存続期間)

第17条 共同企業体の存続期間は、次の各号によるものとする。

(1) 工事請負契約を締結した共同企業体は、当該工事の完成後3箇月を経過した日までとする。

(2) 工事請負契約を締結した共同企業体以外の共同企業体は、当該工事請負契約が締結された日までとする。

(共同企業体編成表)

第18条 工事請負契約を締結した共同企業体は、速やかに共同企業体の運営委員会の委員名及び工事事務所の組織、人員配置等を記載した共同企業体編成表(様式第4号)を提出しなければならない。

(変更の届出)

第19条 共同企業体は、第11条に規定される申請の内容及び前条に規定される共同企業体編成表の記載事項に変更があったときは、速やかに届出をしなければならない。

(その他)

第20条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成23年8月1日から施行する。

(関係要領の廃止)

2 総社市建設工事共同請負制度事務処理要領(昭和55年5月27日施行)は、廃止する。

附 則

この要領は、平成23年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年11月1日から施行する。

総社市長 様

共同企業体の名称

工事共同企業体

代 表 者 住所又は所在地
商号又は名称
代表者職氏名 ⑩

構 成 員 住所又は所在地
(第2構成員) 商号又は名称
代表者職氏名 ⑩

構 成 員 住所又は所在地
(第3構成員) 商号又は名称
代表者職氏名 ⑩

年 月 日付けで公告（通知）のあった 工事の入札に参加したく、
を代表者とする特定建設工事共同企業体を結成しましたので、添付書類を添えて申
請いたします。

なお、すべての構成員が地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者でないこと
並びにこの申請書及び添付書類のすべての記載事項が事実と相違ないことを誓約します。

記

1 代表者及び構成員

商号又は名称	許可番号	許可年月日	許可の種類	出資比率

※出資比率は甲型の場合のみ記載のこと

2 添付書類 特定建設工事共同企業体協定書

共同企業体編成表

共同企業体の名称

作成年月日

共同企業体運営委員会						
		氏名	会社名			
		委員長 委員 委員				
		幹事 幹事 幹事				
共同企業体工事事務所 所長		氏名	会社名			
工務長	氏名	会社名				
事務長	氏名	会社名				
工務係				資格		
氏名		会社名				
氏名		会社名				
氏名		会社名				
氏名		会社名				
氏名		会社名				

別記1（第11条関係）

特定建設工事共同企業体協定書（甲型）

（目的）

第1条 当共同企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

（1）総社市発注に係る〇〇工事（当該工事内容の変更に伴う工事を含む。以下、単に「建設工事」という。）の
請負

（2）前号に附帯する事業

（名称）

第2条 当共同企業体は、〇〇建設株式会社・〇〇建設株式会社 〇〇工事共同企業体（以下「企業体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第3条 当企業体は、事務所を〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第4条 当企業体は、〇〇年〇〇月〇〇日に成立し、建設工事の請負契約の履行後3箇月以内を経過するまでの間は、解散することができない。

2 建設工事を請け負うことができなかつたときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、当該建設工事に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

（構成員の住所及び名称）

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

第1構成員 住所 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地
名称 〇〇建設株式会社

第2構成員 住所 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地
名称 〇〇建設株式会社

（注）構成員数に応じて適宜記載すること。

（代表者の名称）

第6条 当企業体は、〇〇建設株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇を代表者とする。

（代表者の権限）

第7条 当企業体の代表者は、建設工事の施工に関し、当企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに請負代金（前払金及び部分払金を含む。）の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

（構成員の出資の割合）

第8条 各構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、当該建設工事について発注者と契約内容の変更増減があつても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

第1構成員 〇〇建設株式会社 〇〇%

第2構成員 〇〇建設株式会社 〇〇%

（注）構成員数に応じて適宜記載すること。

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参しゃくのうえ構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに工事の施工の基本に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、建設工事の完成に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、建設工事の請負契約の履行及び下請契約その他の建設工事の実施に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、〇〇銀行とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取り引きするものとする。

(決算)

第12条 当企業体は、工事しゅん工の都度、当該工事について決算するものとする。

(利益金の配当の割合)

第13条 決算の結果利益金を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第14条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

(工事途中における構成員の脱退に対する措置)

第16条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が建設工事を完成する日までは脱退することができない。

2 構成員のうち工事途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して建設工事を完成する。

3 第1項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第8条に規定する割合に加えた割合とする。

4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

5 決算の結果、利益を生じた場合において、脱退した構成員には利益金の配当は行わない。

(構成員の除名)

第17条 当企業体は、構成員のうちいずれかが、工事途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるも

のとする。

2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

3 第1項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第2項から第5項までを準用するものとする。
(工事途中における構成員の破産又は解散に対する措置)

第18条 構成員のうちいずれかが工事途中において破産又は解散した場合においては、第16条第2項から第5項までを準用するものとする。

(代表者の変更)

第19条 代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

(解散後の契約不適合責任)

第20条 当企業体が解散した後においても、当該工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものであるときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第21条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

〇〇建設株式会社・〇〇建設株式会社は、上記のとおり特定建設工事共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成員が記名押印し、各自1通所持するとともに、総社市への申請書類として1通提出するものとする。

〇〇年〇〇月〇〇日

代 表 者 住 所 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地
(第1構成員) 名 称 〇〇建設株式会社
代表者名 代表取締役 〇〇 〇〇Ⓜ

第2構成員 住 所 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地
名 称 〇〇建設株式会社
代表者名 代表取締役 〇〇 〇〇Ⓜ

別記2（第11条関係）

特定建設工事共同企業体協定書（乙型）

（目的）

第1条 当共同企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

（1）総社市発注に係る〇〇工事（当該工事内容の変更に伴う工事を含む。以下、単に「建設工事」という。）の
請負

（2）前号に附帯する事業

（名称）

第2条 当共同企業体は、〇〇建設株式会社・〇〇建設株式会社・〇〇建設株式会社 〇〇工事共同企業体（以下「企業体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第3条 当企業体は、事務所を〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第4条 当企業体は、〇〇年〇〇月〇〇日に成立し、建設工事の請負契約の履行後3箇月以内を経過するまでの間は、解散することができない。

2 建設工事を請け負うことができなかつたときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、当該建設工事に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

（構成員の住所及び名称）

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

第1構成員 住所 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

名称 〇〇建設株式会社

第2構成員 住所 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

名称 〇〇建設株式会社

第3構成員 住所 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

名称 〇〇建設株式会社

（注）構成員数に応じて適宜記載すること。

（代表者の名称）

第6条 当企業体は、〇〇建設株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇を代表者とする。

（代表者の権限）

第7条 当企業体の代表者は、建設工事の施工に関し、当企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに請負代金（前払金及び部分払金を含む。）の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

（構成員の分担工事額）

第8条 各構成員の建設工事の分担は、次のとおりとする。ただし、分担工事の一部につき発注者と契約内容の変更増減があつたときは、それに応じて分担の変更があるものとする。

〇〇工事 〇〇建設株式会社

〇〇設備工事 〇〇建設株式会社

〇〇設備工事 〇〇建設株式会社

(注) 構成員数に応じて適宜記載すること。

2 前項に規定する分担工事の価格については、次条に規定する運営委員会で別に定めるところによるものとする。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに工事の施工の基本に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、建設工事の完成に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、建設工事の請負契約の履行及び下請契約その他の建設工事の実施に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、〇〇銀行とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取り引きするものとする。

(構成員の必要経費の分配)

第12条 構成員はその分担工事のため、運営委員会の定めるところにより必要な経費の分配を受けるものとする。

(共通費用の分担)

第13条 本工事施工中発生した共通の経費等については、分担工事額の割合により毎月一回運営委員会において、各構成員の分担額を決定するものとする。

(構成員の相互間の責任の分担)

第14条 構成員がその分担工事に関し、発注者及び第三者に与えた損害は、当該構成員がこれを負担するものとする。

2 構成員が他の構成員に損害を与えた場合においては、その責任につき関係構成員が協議するものとする。

3 前2項に規定する責任について協議が整わないときは、運営委員会の決定に従うものとする。

4 前3項の規定は、いかなる意味においても第10条に規定する当企業体の責任を免れるものではない。

(決算)

第15条 当企業体は、工事しゅん工の都度、当該工事について決算するものとする。

(利益金の配当の割合)

第16条 決算の結果、利益金を生じた場合には、第8条に規定する分担工事額の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第17条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第8条に規定する分担工事額の割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第18条 本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

(工事途中における構成員の脱退に対する措置)

第 19 条 構成員のうちいずれかが工事途中において破産又は、解散した場合においては、残存構成員が共同連帯して当該構成員の分担工事を完成するものとする。

2 前項の場合においては、第 14 条第 2 項及び第 3 項の規定を準用する。

3 決算の結果、利益を生じた場合において、脱退した構成員には利益金の配当は行わない。

(解散後の契約不適合責任)

第 20 条 当企業体が解散した後においても、当該工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものであるときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第 21 条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

〇〇建設株式会社・〇〇建設株式会社・〇〇建設株式会社は、上記のとおり特定建設工事共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成員が記名押印し、各自 1 通所持するとともに、総社市への申請書類として 1 通提出するものとする。

〇〇年〇〇月〇〇日

代 表 者 住 所 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

(第 1 構成員) 名 称 〇〇建設株式会社

代表者名 代表取締役 〇〇 〇〇^印

第 2 構成員 住 所 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

名 称 〇〇建設株式会社

代表者名 代表取締役 〇〇 〇〇^印

第 3 構成員 住 所 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

名 称 〇〇建設株式会社

代表者名 代表取締役 〇〇 〇〇^印